

## 秋田県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年4月23日認定したので、次のとおり告示する。

令和5年秋田県労働委員会告示第2号は、廃止する。

令和6年5月7日

秋田県労働委員会会長 赤坂 薫

秋田県産業労働部の企業職員が結成し、又は加入する秋田県公営企業職員労働組合に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本庁	部長 次長 参事 課長 室長 政策監 総合調整主幹 上席主幹 人事、給与、サービス、条例・規程、企画・経営又は予算の事務を担当するチームリーダー、主幹、シニアエキスパート、副主幹及び主査
発電事務所	所長 副所長 総務・発電運用チームリーダー
発電・工業用水道事務所	